

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 九月定例県議会で議決された昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更生予算等漁港関係事業補助要綱
- 指定医師の取消
- 検税吏員証の無効
- 道路の位置の指定
- 農地等集団化計画の認可
- 昭和三十四年度第三次二等陸、海、空士の募集の一部改正
- 土地の立入測量及び物件調査
- 土地の公用廃止
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の合格者

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則

第一号）の一部を次のように改正する。

別表中百八十六の次に次の二を加える。

百八十七 二級技能検定手数料

第一次試験 四百円

第二次試験

建築大工 千円

板金工 七百元

百八十八 ~~九十四~~ 二級技能検定合格証明書再交付手数料

二百円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百五十二号

昭和三十四年九月定例県議会で十月十日議決された昭和三十四年度鳥取県歳入歳出追加更生予算、昭和三十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算、同印刷事業費歳入歳出追加予算、同県立中央病院事業費歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和34年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳 入	今回追加 (更正) 予算額 千円
4 公企業及財産収入	4,234
1 財産収入	4,234

6 使用料及手数料	2,124
1 使用料	380
2 手数料	1,744
7 国庫支出金	496,362
1 国庫負担金	312,754
2 国庫補助金	171,941
3 委託金	11,667
10 繰越金	13,153
1 前年度繰越金	13,153
11 雑収入	5,170
1 物品売払代金	3,462
5 雑収入	1,708
12 県債	143,000
1 県債	143,000
合計	664,043

歳 入	今回追加 (更正) 予算額 千円
1 議会費	65
1 県庁費	16,867
2 県職員費	16,951
1 監査委員費	23
2 人事委員費	61
3 警察消防費	6,362
2 警察職員費	5,762
3 警察行政費	600
4 土木費	446,756
3 港湾費	2,000
6 災害復旧費	444,756
5 教育費	13,278
1 教育委員会費	897
2 小学校費	6,046
3 中学校費	2,285

4 高等学校費	2,039
5 盲ろう学校費	112
8 社会教育費	300
11 高校教育振興費	380
12 教育施設費	1,219
6 社会及労働施設費	2,004
1 生活保護費	483
2 社会福祉費	84
3 児童保護費	265
4 婦人児童福祉費	525
7 労働費	31
8 職業安定費	618
7 保健衛生費	2,060
2 子防衛生費	2,060
8 産業経済費	197,643
3 林業費	39,409
4 水産業費	4,818
5 蚕業費	2,468

6	畜産業費	1.058	歳出合計	664.043
7	商工業費	1.348		
9	農地開拓事業費	3.988		
10	耕地事業費	143.548	昭和34年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算	
11	中海干拓調査費	1.006	歳入	
9	財産費	470	歳入科目	今回追加(更正) 予算額
1	財産管理費	470	繰入金	千円
10	統計調査費	5.749	繰入金	2.701
1	統計調査費	5.749	財産収入	2.701
11	選挙費	1.665	国庫支出金	1.046
1	選挙管理委員会費	21	国庫支出金	1.046
4	参議院議員選挙費	1.644	歳入合計	3.747
2	徴税費	1.088		
3	地方振興費	3.293	歳出	
4	県政企画調査費	200	歳出科目	今回追加(更正) 予算額
6	渉外諸費	258	災害救助費	千円
7	繰出金	19	災害救助費	3.747

昭和34年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算		1.033	使用料	1.033
歳入	歳入科目	19	繰入金	19
1	事業収入	67	一般会計繰入金	1.052
歳入合計	事業収入	67	歳入合計	1.052
1	事業費	67	歳出	
歳出合計	事業費	67	歳出科目	今回追加(更正) 予算額
昭和34年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算		1.033	病院費	千円
歳入	歳入科目	19	看護婦養成所費	1.033
1	事業収入	67	看護婦養成所費	1.033
歳入合計	事業収入	67	看護婦養成所費	1.033
1	事業費	67	看護婦養成所費	1.033
歳出合計	事業費	67	看護婦養成所費	1.033

昭和34年10月20日 鳥取県知事 田中 破二 朗

鳥取県補助金等交付規則に基く漁港関係事業補助金交付要綱

(目的)

第一 この要綱は、漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号。）第五条の規定により農林大臣の指定した漁港を管理する市町村が行う漁港関係事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。）以下「規則」という。）に定のあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 漁港災害関連事業 公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定に基き国がその事業費の一部を負担する漁港の災害復旧事業に関連する事業であつて、当該災

害復旧事業の効果を確認するためにこれに追加し、又は補強して行う必要があると農林大臣が認めるものをいう。

二 漁港局部改良事業 漁港法第三条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の補強若しくは改良の事業又は漁港の水域若しくは陸域の保全上重要な漁港施設の新設の事業であつて、漁港の利用を増進するために必要であると農林大臣が認めるものをいう。

三 補助事業 前二号に掲げるものをいう。
四 補助事業者 補助事業を行う第一に規定する市町村をいう。

(補助率)

第三 補助事業に要する経費に対する補助率は、次のとおりとする。

- 一 漁港災害関連事業 当該事業費の十分の五以内
 - 二 漁港局部改良事業 当該事業費の三分の一以内
- (補助金の交付申請)

第四 補助事業者は、規則第十二条の規定により補助金交付内示通知書を受けた場合において補助金の交付を申請しようとするときは、当該通知書を受理した日から三十日以内に、次に掲げる書類を添えて規則第五条の規定に基く補助金交付申請書正副二部を知事に提出しなければならない。ただし、設計書の提出部数は、正副四部とする。

- 一 計画書（様式第一号）
 - 二 設計書（様式第二号）
 - 三 収支予算書（様式第三号）
- (申請事項の変更)

第五 補助事業者は、規則第十一条の規定により当該補助事業の内容、経費の配分その他申請にかかる事項の変更をしようとするときは、変更の理由を記載した計画変更承認申請書（様式第四号）に係る書類を添えて正副二部を知事に提出しなければならない。ただし、設計変更にかかる当該工事変更設計書の提出部数は、正副四部とする。

(軽微な変更)

第六 補助事業に対する補助金にかかる規則第十一条第一項に規定する「知事の定める軽微な変更」とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、工事費が増額する変更にあつては、工事費の減額する変更とあわせて行うことにより、変更後の工事費の総額が補助金の交付決定したとき定められた工事費の総額を越えないこととなる場合に限る。

- 一 漁港災害関連事業
 - 1 工種別の工事の変更（施行区域、法線及び標準構造に変更がない場合に限る。）であつて、次に掲げるもの

(イ) 同一漁港について、同一施行主体が実施する漁港災害関連事業ごとにその工種別の工事費の額の増減が十パーセント未満のもの

(ロ) 復旧工事の基礎部分の現状に順応するために行う床掘、基礎捨石、割栗石等の断面積の増減又は基礎杭の長さ若しくは本数の増減

2 工事設計書に記載された単価の十パーセント未満の増減

二 漁港局部改良事業

1 工種別の工事の変更（施行区域、位置、法線及び標準構造に変更のない場合に限る。）であつて、次に掲げるもの

(イ) 同一漁港について同一施行主体が実施する漁港局部改良事業ごとに、その工種別の工事費の額の増減が二十パーセント未満の変更で実施工法の変更以外のもの（その増減する金額が五十万円未満である場合に限る。）

(ロ) 同一漁港について同一の施行主体が実施する漁港局部改良事業ごとにその工種別の工事費の増減が十パーセント未満の実施工法の変更

(ハ) 工事の基礎部分の現状に順応するために行う床堀、捨石、割栗石等の断面積の増減又は基礎杭の長さ若しくは本数の増減

2 工事設計書に記載された単価の十パーセント未

満の増減

3 同一漁港について同一施行主体が実施する漁港局部改良事業ごとにその工事費の額が十万円未満の雑工事の追加又は廃止

（補助事業の遂行の報告）

第七 補助事業者は、規則第十七条第二項の規定により知事の指示を求める場合には、補助事業が予定期間内に完了せず又は補助事業の遂行が困難となつた理由及び補助事業の遂行状況を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第八 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から三十日以内に、収支精算書（様式第三号）を添えて規則第十八条の規定に基く実績報告書（様式第五号）正副二部を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十四年度分の補助金から適用する。

様式第一号

〇 〇 〇 〇 〇 事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

- (1) 事業の施行主体
- (2) 事業の施行場所
- (3) 計画の概要
- (4) 事業費
- (5) 事業の施行方法
- (6) 事業の着手、完成予定期日

様式第二号

〇 〇 〇 〇 〇 事業設計書

1 総括表

費目	数量	金額	備考

様式第四号

昭和 年 月 日 申請者 住所

氏 名 圃

鳥取県知事 氏 名 殿

〇〇〇〇事業計画変更承認申請書

昭和 年 月 日鳥取県指令受水第 号をもって補助金交付決定通知書のおつた〇〇漁港に係る〇〇事業は下記事由により計画を変更したいから、鳥取県補助金等交付規則に基く漁港関係事業補助金交付要綱第五の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請事由
- 2 事業変更設計書 (原計画を赤書、変更計画を黒書で併記する。)

様式第五号

〇〇〇〇事業実績報告書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- (イ) 事業の施行主体
- (ロ) 事業の施行場所
- (ハ) 事業概要
- 工種 数量

(イ) 事業の施行方法 (ロ) 事業の完了年月日

3 工事実績書

(1) 実績総括表

費 目	計 画		実 績		比 較 増 減 (△)		摘 要
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	

(2) 工事費内訳表

費 目	工 種	区 分	細 目	単 位	計 画		実 績		比 較 増 減 (△)		摘 要
					数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	

(3) 事務費内訳表

区 分	細 目	単 位	計 画		実 績		比 較 増 減 (△)		摘 要
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	

附表 計画図と相違ないときは、省略することが出来る。

鳥取県告示第五百五十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による医師の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名 氏 名 旧 住 所 転 出 取消理由

外 科	占部 英彦	岩美郡岩美町	浦富病院内	
整形 外科	香田 平太郎	米子市西町	鳥取大学附属病院内	
眼 科	清水 正	"	"	
"	青柳 恒久	"	"	
"	柏木 昭二	米子市弥生町	米子鉄道病院内	
"	矢野 敏郎	鳥取市吉方	県立中央病院内	
耳鼻いんこう科	坂口 幸雄	米子市西町	鳥取大学付属病院内	
内 科	佐々木 茂	"	弥生町 米子鉄道病院内	
"	横田 剛勇	東伯郡三朝町	山田国立三朝療養所内	

鳥取県告示第五百五十五号

次の証票は、遺失した旨の届出があつたから事故発生の日以降これを無効とする。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

証票種別 番号 交付年月日 遺失年月日 所 属 職 名 氏 名

検税吏員証 八九 昭和三十三年 九月二十六日 東部県税事務所 事務吏員 大西 康彦

鳥取県告示第五百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり昭和三十四年十月十五日道路の位置を指定した。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請人の住所氏名

鳥取市寺町下区百三十八番地 谷口信太郎

二 道路の位置の指定場所

鳥取市立川一丁目百十一番地の四

" " 百十四番地の一

" " 百十二番地の八

三 道路の幅員及び延長

幅員 四メートル 延長 四二、一五メートル

鳥取県告示第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条第七項の規定により、気高郡青谷町農業委員会から申請のあつた農地等集団化（交換分合）計画を次のように認可した。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農業委員会名 申請年月日 認可年月日

気高郡青谷町 昭和三十四年 三月三十日 昭和三十四年 八月十二日

農業委員会 昭和三十四年 三月三十日 昭和三十四年 八月十二日

鳥取県告示第五百五十八号

昭和三十四年九月鳥取県告示第四百八十八号（昭和三十四年度第三次二等陸、海、空士の募集について）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

試験場の欄中「倉吉市仲之町成徳小学校」を「倉吉市鍛冶町明倫小学校」に改める。

鳥取県告示第五百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測量及び物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者 建設大臣
二 事業の種類 一級国道二十九号線鳥取国道改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡若桜町大字中原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和三十四年十月二十日から

十二月 十日まで

鳥取県告示第五百六十号

次の土地は、昭和三十四年十月十六日からその公用を廃止した。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一場 所

西伯郡日吉津村大字日吉津七九二ノ二地先

七九三
七九七ノ一

二 地目又は品目 河川敷

三 面積又は数量 二四八坪五合四勺

関係図面は土木部管理課に保管

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者

井 上 健 治

一 日時 昭和三十四年十月二十一日 午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会 会議室

三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）

第八条第一項第三号の規定による昭和三十四年度第二回毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十四年十月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一般取扱者

住 所 氏 名

米子市角盤町一丁目九九

渡辺 慶治

境港市小篠津町八九五

足立 幸

米子市大崎九九一

嘉賀 勇三

日野郡日南町上石見八四一

羽場千鶴子

八頭郡若桜町大字若桜四二七

足羽 康衛

鳥取市川端四丁目二七

糸氏戸旨代

東伯郡大栄町由良宿五二六

佐々木邦夫

鳥取市栗谷町五

熊谷 憲治

日野郡日野町黒坂一、二一六

島田 泰子

農薬取扱者

住 所 氏 名

米子市葭津一、三九一

吉田 義一

気高郡鹿野町大字鹿野三〇六

吉田 宏明

境港市渡町二、四一一

渡部 稼吉

日野郡日野町本郷八六三

山田勝二郎

八頭郡智頭町大字中田二二一	佐々木次美
境港市上道町五二八	都田 敬
西伯郡会见町三崎二六	森本 哲
八頭郡智頭町大字口字波一三二	林 俊郎
西伯郡会见町三崎一八一	芝田 亀
八頭郡用瀬町鷹狩	横山 正夫
日野郡日南町下石見一三	植松 輝雄
八頭郡那家町大字延命寺一三ノ一	田淵寿美雄
西伯郡西伯町大字上中谷二、五四七	細田 覚
日野郡溝口町宮原四三二	橋谷 鎮夫
〃 江府町大字武庫四四八ノ一	生田 嘉美
西伯郡西伯町大字法勝寺六四九	小林 久慧
八頭郡河原町大字布袋二一〇	中島 高義
西伯郡伯仙町福万三二九	中曾 亨
米子市角盤町一丁目一二八	井上 博喬
西伯郡中山町上市二四七	引田 藤吉
〃 下市四二	谷川 一郎
日野郡日野町濁谷一、四〇一ノ一	中尾 博

西伯郡会见町天万一二七一ノ一	西村 紘道
八頭郡智頭町大字木原八〇ノ一	佐々木 毅
日野郡日南町折渡二〇	古都 達康
西伯郡伯仙町下郷六八	大東 厚孝
倉吉市福光	細川 憩亀
東伯郡赤碕町大字西宮二ノ一	山田 時弘
倉吉市黒見三二一	矢田 英男
岩美郡国府町大字宮下二二五	井上甚太郎
八頭郡若桜町大字若桜一三五	圓井 英雄
東伯郡赤碕町赤碕一、一三九ノ一	山内 忠光
岩美郡国府町神垣一五八ノ一	谷口多田実
鳥取市中大路一三一	堀 安男
東伯郡大栄町大字大谷三三ノ二	池口 邦隆
鳥取市晚稻一七二	浜尾満洲雄
〃 賀露町一区九一三	岸田 憲寿
岩美郡国府町三代寺二三一	井上栄一郎
東伯郡三朝町大字横手二八六	松原恰二郎
鳥取市の場八二	中川 智晴

東伯郡東伯町大字浦安二二一	河上 照正
〃 三朝町大字東小鹿六六一	平 晃
〃 赤碕町大字梅田一六五	牧野 十郎
鳥取市北村三三九	奥田 正弘
〃 吉成七六六	長谷 勝
〃 中村二〇八	田川 保男
八頭郡八東町大字日田五一三	安住 勝美